

未成年者の宗教的自己決定権の保護の法整備を求める意見書提出の陳情

願意

未成年者の宗教的自己決定権を保護する為、宗教法人への加入を原則 18 歳以上の成人に限定し、18 歳未満の宗教活動参加には公的機関による明確な意思確認手続きを義務付ける法整備を行うよう、国会及び政府に意見書を提出して頂きたく陳情致します。

理由

未成年者は人生経験、社会経験の少なさ故に合理的且つ包括的な判断が覚束ない為、自己決定能力が成熟するまでの間は様々な形で法的に保護されています。婚姻には年齢制限があり、選挙権についても 18 歳以上の成人からと定められているのはその為です。他方、宗教の加入は個人の人生観や人間関係、財産等に永続的かつ重大な影響を及ぼす選択の為、高い判断力を要する行為であるにもかかわらず、年齢制限が設けられていないという状況に御座います。

幼児期からの強制的な入信や未成年者への勧誘も許容されており、幼少期から宗教団体に加入させられるいわゆる宗教 2 世と呼ばれる子供達は次のような被害を受けております。

- ・ 学校生活と宗教上の生活規定の相違（給食やプール、音楽の授業等）
- ・ 進学や将来の選択の自由が奪われる可能性
- ・ 過酷な献身や活動の強制

陳情の項目

特定宗教の生活規定に学校教育や社会通念を合わせる方法は、特権や差別の助長に繋がる為得策ではないと考えます。いわゆる宗教二世を含む子供達が宗教的理由により教育を受ける権利や心身の健全な発達が阻害される事の無いよう、以下事項について国に意見書を提出して頂きたく陳情致します。

- ・ 宗教の加入及び入信を 18 歳以上の成人に限定する法改正、親による子への宗教教育は家庭内の躰の範囲内においてのみ自由とする法改正を、国会及び政府に求める事。
- ・ 家庭外の宗教活動に 18 歳未満の子供を参加させる場合は本人の明確な意思確認手続き（例：公的機関での面談）を義務付ける事。

何卒、趣旨をご理解頂き適切にご審議を賜りますようお願い申し上げます。